大阪市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市火災予防条例施行規則（昭和37年大阪市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第３条関係） ［表　別紙２　挿入］	別表（第３条関係） ［表　別紙１　挿入］
備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載は注記である。	

附　則

１　この規則は、令和５年８月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）第24条第２項から第４項まで（同条例第55条各号において準用する場合を含む。）の規定により設置され、又は設置の工事がされている図記号による標識で、この規則による改正後の大阪市火災予防条例施行規則別表の規格に適合しないものについては、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

［別表　別紙１］

<table>
<tr><td rowspan="3">種　　別</td><td colspan="5">標識又は掲示板等の規格</td></tr>
<tr><td rowspan="2">記　載　事　項</td><td colspan="2">色</td><td colspan="2">大きさ</td></tr>
<tr><td>地</td><td>文字</td><td>幅センチメートル以上</td><td>長さセンチメートル以上</td></tr>
<tr><td colspan="6">［同左］</td></tr>
<tr><td rowspan="3">喫煙等禁止場所(条例第24条第２項、第55条各号)</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td></tr>
<tr><td>「

」
又は
「

」</td><td colspan="2">［同左］</td><td colspan="2">［同左］</td></tr>
<tr><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td></tr>
<tr><td rowspan="3">喫煙禁止場所(条例第24条第３項第１号又は第４項ただし書、第55条各号)</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td></tr>
<tr><td>「

」</td><td colspan="2">［同左］</td><td colspan="2">［同左］</td></tr>
<tr><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td><td>［同左］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">喫煙所(条例第24条第３項第２号、第55条各号)</td><td>「

」</td><td colspan="2">［同左］</td><td colspan="2">［同左］</td></tr>
<tr><td colspan="6">［同左］</td></tr>
</table>

［備考　同左］

［別表　別紙２］

種別	標識又は掲示板等の規格				
	記載事項	色		大きさ	
		地	文字	幅センチメートル以上	長さセンチメートル以上
［略］					
喫煙等禁止場所(条例第24条第２項、第55条各号)	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Ｚ8210に適合する図記号	［略］		［略］	
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
喫煙禁止場所(条例第24条第３項第１号又は第４項ただし書、第55条各号)	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Ｚ8210に適合する図記号	［略］		［略］	
喫煙所(条例第24条第３項第２号、第55条各号)	［略］	［略］		［略］	［略］
	国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Ｚ8210に適合する図記号	［略］		［略］	
［略］					

［備考　略］